

アフィリエイトで高額報酬!

寝ている間に美肌づくり

残りわずか!早い者勝ち

身近な事例で学ぶ!

めざそう! 消費者市民

高校生向け消費者教育教材

初めてでも安心! ~授業ですぐ使えるワークシート付き~

モデル授業実践事例集

無料!

メディアで
話題沸騰

添加物不使用

当サイトはすべて本物 個人の感想です 今だけプレゼント

レアアイテムゲット!

タイムセール開催中

寝ている間に勝手にダイエット!

リボルピングでらくらく支払い

ポイント5,000円分プレゼント!

天然素材だから安心

自宅で簡単副収入

ポイント還元

セットでお得!
期間限定!

キャンペーン期間中だけの特典!

女子高生のマストアイテム

初回限定ワンコイン

ポイント10倍

一粒にギュッと濃縮

カロリーオフ

半額クーポンプレゼント

最短即日融資で今すぐ借りる

大阪府消費生活センター

スマホでらくらく

しっかりサポート

目次

はじめに	2
本書について	3

実践事例

I 1. 商品の安全 ～安全の理解・危険の回避～

教材① 健康食品（ダイエット食品）

大阪府立阿倍野高等学校 家庭科教諭 中島 美保子	4
--------------------------------	---

II 2. 生活の管理と契約① ～ルールや約束、契約の理解・選択～

教材⑤ クレジットカードとキャッシュレス化

大阪府立泉大津高等学校 公民科教諭 服部 豪	12
------------------------------	----

III 3. 生活の管理と契約② ～生活の設計・管理～

教材⑦ 社会人の生活設計と社会保障制度

大阪府立夕陽丘高等学校 家庭科教諭 寺川 理香	20
-------------------------------	----

モデル授業をもとにした指導ガイド・教材・ワークシート

モデル授業をもとにした指導ガイド・教材・ワークシートの目的・使い方	28
---	----

2. 生活の管理と契約① ～ルールや約束、契約の理解・選択～

指導ガイド	29
-------------	----

教材③ 若者によくある消費者被害	30
------------------------	----

<small>ワーク</small> ③ 若者によくある消費者被害	34
---	----

〔巻末資料〕

●未成年者の契約	36
----------------	----

はじめに

平成 30(2018)年 6 月に、成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立し、2022 年 4 月 1 日から施行されることになりました。改正民法が施行されると、18 歳以上の若者は親権者等の同意なしで契約をしたりクレジットカードを所持したりすることができるようになります。このため、新たに成年となる若年者の消費者被害の防止・救済のための制度整備や、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための若年者への実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっています。

国では、成年年齢引下げを見据えて、2018 年 2 月 20 日に若年者への消費者教育の推進に関する 4 省庁関係局長連絡会議において「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」が決定されました。このアクションプログラムでは、関係省庁が連携し、2018 年度から 2020 年度の 3 年間で集中強化期間として、全国の高等学校等で、国等が作成した教材を活用した消費者教育の授業を実施することが目標とされています。

また、学習指導要領が改訂され、学校教育現場においても、消費者教育が充実されるとともに、新学習指導要領が適用されるまでの移行期間の特例が設けられています。

現在、大阪府消費生活センターに寄せられる相談件数によると、20 歳代になると、消費者トラブルに関する相談が急増しており、成年年齢が引き下げられると、成人して間もない 18 歳、19 歳の若年者が悪質商法の新たなターゲットにされることが懸念されます。

このような中、当センターでは、高校生期における消費者教育を推進するため、平成 28(2016)年度に「高校生向け消費者教育教材『めぞう！消費者市民』～授業ですぐ使えるワークシート付き～」(平成 29(2017)年 2 月)を作成し、平成 29(2017)年度より、府立高等学校の中から「大阪府消費者教育推進モデル校」を指定し、本教材の指導ガイドとワークシートなどを活用したモデル授業を実施するとともに、その結果をとりまとめた実践事例集を作成・配布し消費者教育の推進に努めているところです。

平成 30(2018)年度も「大阪府消費者教育推進モデル校」を指定し、モデル授業の内容を実践事例集としてとりまとめました。この実践事例集には、平成 29(2017)年度に実施したモデル授業をもとに 1 事例を、どの学校においても取り入れやすいようアレンジし、教職員向け指導ガイド・教材・ワークシートを作成して掲載しました。

本実践事例集が府内の高等学校等における消費者教育の実施機会の増加や充実の一助となることを切に願っています。

最後に、モデル授業の実施及び実践事例集の作成にあたり、大阪府消費者教育推進モデル校はもとより大阪教育大学の鈴木真由子教授、府教育庁をはじめ関係機関各位に多大なご協力をいただきました。心より感謝申し上げます。

平成 31(2019)年 2 月

大阪府消費生活センター

本書について

目的

本書は、消費者教育教材「身近な事例で学ぶ！高校生向け消費者教育教材『めぞう！消費者市民』～授業ですぐ使えるワークシート付き～」を活用して、高等学校における消費者教育を促進することを目的として作成しました。平成30(2018)年度に大阪府消費生活センターが「大阪府消費者教育推進モデル校」として指定した府立高等学校3校で実施したモデル授業の内容を、ご担当いただいた教員の方々に執筆していただき、実践事例集としてとりまとめました。本書を参考にして、準備に多くの時間をかけることなく授業を行っていただけるよう、構成について工夫しています。「家庭科」や「公民科」などの授業はもとより、生徒の消費生活の指導に際しても本書をご活用ください。

本書の見方

「身近な事例で学ぶ！高校生向け消費者教育教材『めぞう！消費者市民』～授業ですぐ使えるワークシート付き～」を本書では「本教材」といいます。本教材は①指導ガイド、②教材、③ワークシートで構成されています(参考:本教材 P3)。実践事例の見出しと本教材の①指導ガイド、②教材、③ワークシートの関連を下図に示します。

[実践事例]

①指導ガイド

めぞう！消費者市民

1. 商品の安全 ～安全の理解・危険の回避～

指導ガイド P.4,5
教材 P.6,7
ワークシート P.1 (P1)

②教材

めぞう！消費者市民

1. 商品の安全 ～安全の理解・危険の回避～

③ワークシート

めぞう！消費者市民

健康食品(ダイエット食品)

年 組 番 ()

① 広告を見て、ダイエット食品などの「健康食品」について考えてみよう。
(1) イメージ

② 広告の特徴

モデル授業時に使用し、または参考にした①指導ガイド、②教材、③ワークシートの見出しやページを記載しています。

実践事例の構成

本書に掲載した実践事例の構成は、以下のとおりです。

- 1 モデル授業実施計画
- 2 生徒の様子
- 3 具体的な展開
- 4 配付資料・教材等
- 5 評価のポイント
- 6 学習の成果と課題
- 7 アンケートの回答、生徒から出た意見や反応など
- 8 本教材を活用した授業を終えて

「3 具体的な展開」、 「6 学習の成果と課題」、 「7 アンケートの回答、生徒から出た意見や反応など」では、各校教員が授業をするうえで、工夫した点やアレンジした点、生徒たちの反応なども記載しています。「4 配付資料・教材等」では、授業時に使用した資料・教材等を記載し、これらのホームページのURLを記載することにより、内容等を確認することができるようにしています。実践事例集を授業の組立てや学習指導案作成の参考資料として役立てていただければ幸いです。

I

1. 商品の安全 ～安全の理解・危険の回避～

教材① 健康食品（ダイエット食品）

指導ガイド P4,5

教材 P6,7

ワークシート  (P1)

学校名：大阪府立阿倍野高等学校

教科：家庭科

教諭名：中島 美保子

1 モデル授業実施計画

1. 本時の題材について

生徒は小・中学校で食生活や栄養について学んでいるが、必ずしも健康で安全な食生活を営んでいるとは言いがたい。また、食生活の変化等により、肥満や若年性糖尿病などの生活習慣病をもつ生徒、やせ願望のある生徒やフードファディズム^{*}の考えにとらわれて適切な食べ方を理解していない生徒も多くみられる。

本時の題材を通して、安全で健康的な食生活を送るために、正しい知識を身に付けるだけでなく、食に関するメディアやマスコミなどの情報や内容を批判的に思考して適切に取り取り、自分で考えて選択する必要があることに気づかせる。さらに、消費者問題が生じる背景や、守られるべき権利が侵されることが健康的な食生活に影響を及ぼすことについても理解させる。

※ 「〇〇を食べれば痩せる」など科学的根拠のないことを過大に信用・評価すること。

2. 題材の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
<ul style="list-style-type: none"> 安全に配慮した食生活に関心をもち、意欲的に学習活動に取り組んでいる。 食品の表示等に関心をもち、食生活の安全について考えようとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 食品をめぐる近年の事例から食生活の安全性について思考を深めている。 安全に配慮した食生活のあり方について、課題を解決するための手段を考えている。 安全性に配慮した食生活について、主体的にまとめ、発表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 主体的に食生活を営むために必要な情報を整理し、検討することができる。 健康で安全な食生活についての生活情報を収集・整理することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 食生活を取り巻く環境が変化している現状を理解している。 現代の食生活や食品の安全性についての課題を認識し、その知識を身に付けている。 消費者市民として自分だけでなく他者も安全な食生活を送ることができるような知識や視点を身に付けている。

3. 題材の指導計画

食生活を作る（全10時間）※1単位時間は50分

- 第1・2時 食生活の課題を考えよう（本時）
- 第3・4時 食事と栄養・食品
- 第5・6時 食生活の安全と衛生
- 第7・8時 これからの食生活
- 第9・10時 調理の基本

4. 本時の目標

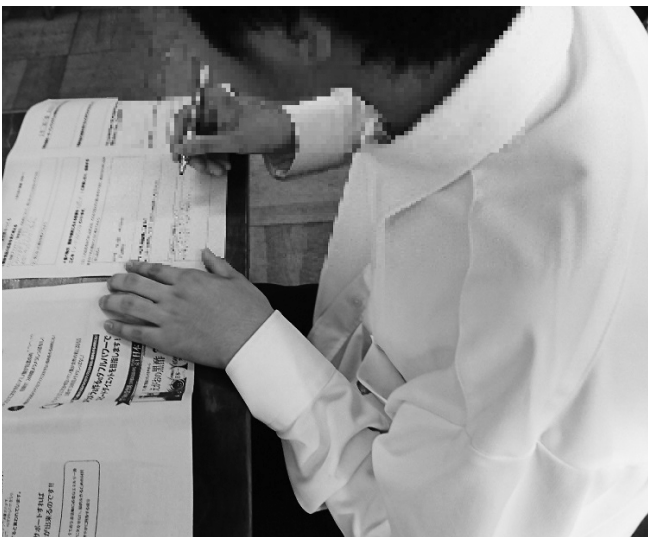
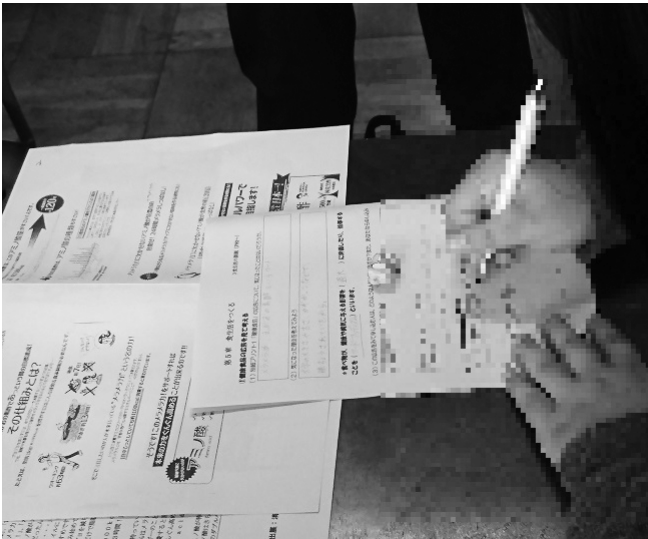
- 食品をめぐる近年の事例から食生活の安全性について思考を深め、安全に配慮した食生活のあり方について考えさせる。 [思考・判断・表現]
- 安全性に配慮した食生活のあり方について、課題を解決するための手段を考えさせる。 [思考・判断・表現]
- フードファディズムにとらわれず、現代の食生活の課題や食品の安全性について認識し、その知識を身に付けさせる。 [知識・理解]
- 自分だけでなく、周囲も安全な食生活を送ることができるような知識や視点を身に付けさせる。 [知識・理解]

5. 本時の展開

時間	学習活動(生徒)	指導上の留意点(指導者)	(評価規準)・(評価方法)	教材・教具
導入(10分)	<ul style="list-style-type: none"> ・本時のテーマと学習の目標を知る。 ・健康食品の広告プリントを見て、問題点がないか考える。 ・授業プリント^(P9)に気になった理由を記入する。 ・フードファディズムについて理解し、授業プリント^(P9)に記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康食品の広告プリントを見て気になる点を各自考えさせ、授業プリント^(P9)に自分の考えを記入させる。 ・フードファディズムについて理解させ、授業プリント^(P9)に記入させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品をめぐる近年の事例から食生活の安全性について思考を深め、安全に配慮した食生活のあり方について考えている。 [思考・判断・表現] (授業プリント^(P9)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康食品の広告プリント ・授業プリント^(P9)
展開1(5分)	<ul style="list-style-type: none"> ・広告を見て、自分なら購入するかしないかを考える。 ・購入する場合、しない場合の理由を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業プリント^(P9)にまとめさせる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・措置命令・事故情報のプリント ・授業プリント^(P9)

<p>展開1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・班で広告と事事故例について話し合う。 ・班で広告の問題点と、なぜ被害にあうのか、被害にあわないためにはどのような行動をとればよいかを討議する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換することで、自分の考えをまとめさせる。また、他者の考えを理解させる。 ・問題が起こったときの対処法と相談窓口について、確認させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性に配慮した食生活のあり方について、課題を解決するための手段を考えている。[思考・判断・表現] (授業プリント^(P9)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口のリーフレット
<p>展開2 (60分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・班で授業プリント^(P9)の内容を模造紙^(P8)にまとめる。 ・わかりやすい発表方法を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・模造紙^(P8)に記入する下記の4点を記載した説明用シートを黒板に貼る。 <ul style="list-style-type: none"> i 具体例を挙げて広告の問題点を指摘する ii どんな人がだまされやすいのか iii だまされないようにするにはどうすればよいか iv もしだまされたらどこに相談すればよいか ・自分たちの考えを他者にうまく伝える方法を考え、工夫させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性に配慮した食生活についての考えをまとめ、発表することができる。[思考・判断・表現] (授業プリント^(P9)・発表内容・発表の態度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・模造紙^(P8) ・マジック ・消費生活相談窓口のリーフレット ・説明用シート
<p>展開3 (10分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・班毎に発表する。発表班以外の生徒は授業プリント^(P9)に問題点をメモする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業プリント^(P9)にメモを記入させ、広告や情報の特徴を理解させる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・模造紙^(P8) ・授業プリント^(P9)
<p>展開4 (5分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな意見や考えを聞き、感想をまとめる。 ・安全で健康な食生活を送ることができるよう、広告や情報に惑わされないためにはどうすればよいかを考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分自身の判断を見つめ、適切な意思決定や消費行動のあり方について考えさせる。 ・見えない情報や広告・表示に惑わされてしまう理由について考え、消費者には批判的思考、冷静な判断が必要なことに気づかせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フードファディズムにとらわれず、現代の食生活の課題や食品の安全性について認識し、その知識を身に付けている。[知識・理解] (授業プリント^(P9)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業プリント^(P9)
<p>まとめ (10分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者市民としての行動について考えられるようにする。 ・本時の学習で「わかったこと」を(授業プリント^(P9))に記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料集に掲載している健康食品マークを説明する。 ・自分だけでなく、周囲も安全な食生活を送ることができるようにするには、どうすればよいか考えさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分だけでなく周囲も安全な食生活を送ることができるような知識や視点を身に付けている。[知識・理解] (授業プリント^(P9)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業プリント^(P9) ・教科書 ・資料集

2 生徒の様子



3 具体的な展開(工夫した点、アレンジした点)

- ①最新の正確な情報を生徒に示すため、消費者庁のウェブサイトから措置命令や事故情報に関する資料を抜粋した。事例として用いたものは、どの部分がなぜ問題なのかが具体的に書いてあるため、指導しやすかった。また、生徒に身近な資料とするため、事故情報データベースからは、10代から20代の食に関する事故情報を抜粋し、まとめた。
- ②生徒にじっくり考えさせるために、検討の時間を十分にとった。また、どのようにまとめればよいかわからない生徒に対しては、メディアリテラシーやフードファディズムの観点から適宜アドバイスを行い、方向性を示し、考えをまとめられるよう指導を行った。
- ③批判的な視点で広告を見ることが大切と考え、班でまとめる模造紙には、i) 具体例を挙げて広告の問題点を指摘する、ii) どんな人がだまされやすいのか、iii) だまされないようにするにはどうすればよいか、iv) もしだまされたらどこに相談すればよいかの4点を記載させた。
- ④発表した模造紙を一斉に展示し、他の班がどのような観点で考えをまとめ、何に注目しているか、また、どのようにアピールするとわかりやすいかを比較検討させた。

4 配付資料・教材等

- ・ 教科書「家庭基礎」（東京書籍）
- ・ 資料集「生活学Navi」（実教出版）
- ・ 措置命令のまとめのプリント
（消費者庁 景品表示法関連報道発表資料2018年度
http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2018/）
- ・ 消費者庁「事故情報データバンクシステム」のまとめのプリント
（事故情報データバンクシステム http://www.jikojoho.go.jp/ai_national/）
- ・ 「消費生活相談窓口」
（大阪府消費生活センター http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/78/00000026/1805KeiyakuSoudan_Omo.pdf）
- ・ 授業プリント（P9）
- ・ 説明用シート（黒板貼付用）

生徒発表時の模造紙

健康食品事故多し！

[事故例]

- 耳つぼダイエットサービス→関連食品のダイエット食品
シビれた
- ダイエット酵素食品→1包飲んだら吐き気をもよおした。

[どんな人が起こるか]

- 若い人やなんでも信じてしまう人。特に高齢者は乗せられたり、いきおいで買ってしまい事故が起こりやすい。

[だまされないために]

- 十分に確認する。以前使った人のコメントを確認する。
- 最低限度の知識をつけておく。

[まとめ]

- もしだまされた時はお住まいの市町村の消費生活相談窓口へ
電話番号→ **188番**

**よう見てや!!~節穴あんで
この広告~**

<問題点>

- ・ 内容が大げさ⇒水泳約13時間
断食約7日など こんな消費
無理やん!!
- ・ 商品によるアレルギー⇒当製品における「アレルギー
物質」が記載されていないかった。
or
商品の取り扱い方「//」が
わかりにくい場所に記載され
ていた。

<だまされやすいのはどんな人?>

- ・ 素直で気が弱い ・ 健康問題を抱えている etc

<だまされないようにするには?>

- ・ 商品について調べる(口コミなど)

↓ もしもだまされたら
消費生活相談窓口へ
電話!!(188番)

5 評価のポイント

- ① 広告から、フードファディズムを理解し、どの内容が問題でどの点に気を付けなければならないかについて考えを深めて、自分の言葉でまとめている。
- ② 消費者市民として、自分は何ができて、どのように行動すればよいかを理解している。
- ③ 自分たちの考えをまとめ、アピールポイントを押さえながらわかりやすく模造紙に書き込み、発表している。

6 学習の成果と課題

① 学習の成果

生徒は、教師からの基本的なアドバイスをもとにして、自分たちの考えを深め、意見交換し、課題をまとめた。食という身近な問題だけあって、生徒の興味・関心のもち方が新鮮で、班ごとに観点や模造紙に記載するテーマ設定の仕方にも、こちらが感心させられるものがあった。さらに、自分のことだけでなく「周囲（家族や友達）にも教えたい」「困ったときにはどこに連絡すればよいかわかった」など、消費者市民としての行動に繋がる広がりを見ることができた。

今回、食の安全という消費者問題を取り上げてみて、経済・消費生活の分野だけでなく、このような視点があるのかと逆に生徒に教えられた感がある。再度食分野で取り上げたことで、生徒は1学期に学んだ消費生活の内容をより理解し、思考を深めることができた。

生徒記入の授業プリント

<p>第5章 食生活をつくる 3 食生活の課題 (P82~)</p> <p>①健康食品の広告を見て考える</p> <p>(1) 別紙プリント1「健康食品」の広告について、気になったことはないだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 表現を誇張しすぎと思った どこにも効果の科学的根拠が書かれていない 成功例ばかり取り上げてるうえに、メリットしか書かれていない <p>(2) 気になった理由を考えてみよう</p> <ul style="list-style-type: none"> 本当にじっとしているだけで、カロリーを消費できるのか 必ずしもメリットや効果が表れるとは限らないから 知らないものを使っていると怖い <p>*食べ物、健康や病気に与える影響を(過大)に評価したり、信奉することを(フードファディズム)といえます。</p> <p>(3) この広告をみて申し込む人は、どのような人だと思いますか？また、あなたなら申し込みますか？その理由とともに考えてみよう</p> <p>申し込む人</p> <ul style="list-style-type: none"> だまされやすい人 自分の体形を気にしすぎて焦っている人 <p>自分は 申し込む <u>申し込まない</u></p> <p>その理由は</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康的な方法でやせた方がよいと思うから こわいから <p>*グループで意見交換してみよう</p> <p>(4) この「健康食品」の広告で、知りたい情報は書いてありましたか？</p> <ul style="list-style-type: none"> 書かれていない <p>(5) この広告のどこが問題なのでしょう？</p> <ul style="list-style-type: none"> 信憑性がない(具体的なデータがない) 書いていることがあやふや ちゃんとした成功結果が書かれていない 	<p style="text-align: right;">食物プリント No.1</p> <p style="text-align: center;"><u>1年組番氏名</u></p> <p>②事故情報データベースシステムの事例を見て気づいたことを書きなさい</p> <ul style="list-style-type: none"> いろいろな事故があるんだと思った 7~8割がインターネットの契約で購入をしていて、契約についてよく読んでいない可能性がある。 <p>③健康食品で被害を受ける人とはどのような人でしょう？</p> <ul style="list-style-type: none"> だまされやすい人。そのことについての意識が強すぎて、正しい判断ができなくなってしまっている人 内容をよく見ず、主観だけで商品を買ってしまう人 <p>④もしあなたが不適切・怪しげな広告や表示を見つけたら、自分やほかの人が健康被害にあわないために、どんな行動をとりますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分はその広告だけでなく、ホームページなどで内容をしっかり把握したうえで買うかどうかを決める。ほかの人が買おうとしていたら、その広告に不適切な部分があることを説明する 友達や家族に知らせる <p>⑤また、被害にあったらどこに相談したらよいでしょう？</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口 188 <p>*以上のことを模造紙まとめ、発表しよう。模造紙には必ず③④⑤を入れること</p> <p>感想・今日の授業で分かったこと・感じたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ちょっと気になったからといって、簡単に手を出すべきではないと思った。自分でしっかり調べて判断すべきだと思った 自分はこんなにだまされる人なんていないと思っていたが、意外と被害者がいて驚いた。お母さんがだまされないように止めてあげようと思った
--	--

授業プリント (P9) の記述より (感想・今日の授業でわかったこと・感じたこと)

- ・食べるだけでやせるということではなく、いろいろ工夫することでやせる。バランスのよい食事と運動が健康に欠かせないことだと改めてわかった。
- ・7~8割の人がネット購入であり、契約についてよく読んでいない。契約内容をよく見ず、主観だけで買ってしまい、だまされる。自分はその広告だけでなく、HPなどを見て内容を確認して決め、他の人が買おうとしていたら、その広告に不適切なところがあることを説明する。
- ・自分はだまされないと思っているが、だまされる可能性はあると気づいた。広告の言葉をそのまま信じるのはいけないと思った。これからは疑問に思ったら、調べてみるようにしたい。

- ・ 班によって考えていることが違っているので、とてもよい勉強になった。
- ・ 自分ではこんな健康食品などを買わないと思っていたても、もしかしたら引っかかってしまうかもしれないので、そういう時は自分以外の方が被害にあわないように、「188」に連絡して、どんどんこのようなものをこの世界から減らせたらいと思った。
- ・ 普段は健康食品に触れる機会が多くないので、だまされたりする人がいるとは深く考えてなかったが、この授業を通して危険性や予防策がよくわかった。健康食品を購入して健康被害にあってしまうと意味がないので、表示や効果をしっかり確認して買うことが大切だと感じた。
- ・ 健康食品以外にも、毎日買い物している商品の表示や成分をよく見るようにしようと思った。すぐに信じず、疑うことが大切。
- ・ 商品には全ての情報が書かれていないなど、本当のこととは限らないので、気を付けようと思った。
- ・ 普段の買い物で共通する「買う前に少し考える」は、とても大切なことだと思った。
- ・ どういう点に着目して、健康食品を買うべきかわかった。もし大人になって、買うときが来たら、本当に必要なのかしっかり考えたい。
- ・ 健康食品の広告は、端から端まで見ようと感じた。フードファディズムを覚えておいて、被害にあったらすぐに相談しようと思った。
- ・ だまされやすい年代は10～20代の若者であるとわかった。自分たちと同世代も含まれ、SNSなどでも似たような広告が流れてくるので、他人事ではないと実感した。
- ・ 自分も「こんなに簡単にやせられるのか。すごい！」と魅力的に感じるがあったけど、しっかり説明を読んで、危険がないかを確認しようと思った。
- ・ 姉がこの前、広告を見て「すごいな！」と言っていたので、今日学んだ話などをしてあげようと思った。

②課題

生徒の反応を見ていると、この教材を使用したことで、考えを深めさせることができた実感した。

授業プリントに重複する項目があったため、何を記入すべきか生徒が戸惑う場面も見られた。また、発表後に再度、班で討議する時間がとれなかった。他者の意見を共有し、さらに理解を深めるために、振り返りの討議は必要だと考える。今後は授業プリントの質問内容を工夫するなど検討・精選し、時間配分を考慮したい。

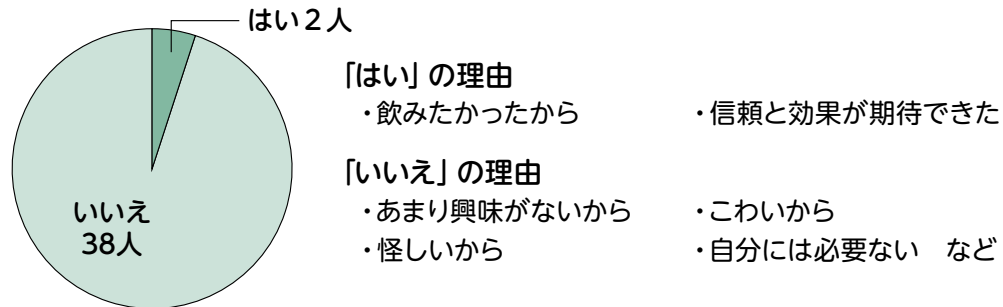
授業の準備をするうえで、教材の指導ガイドに記載されている「こんな活用もできます」からヒントをもらい大変参考になった。今後も指導ガイドにさまざまな活用方法を載せていただきたい。また、自分でも活用方法を探り、食分野だけでなく、衣生活や住生活の分野でも消費者教育を実施したい。



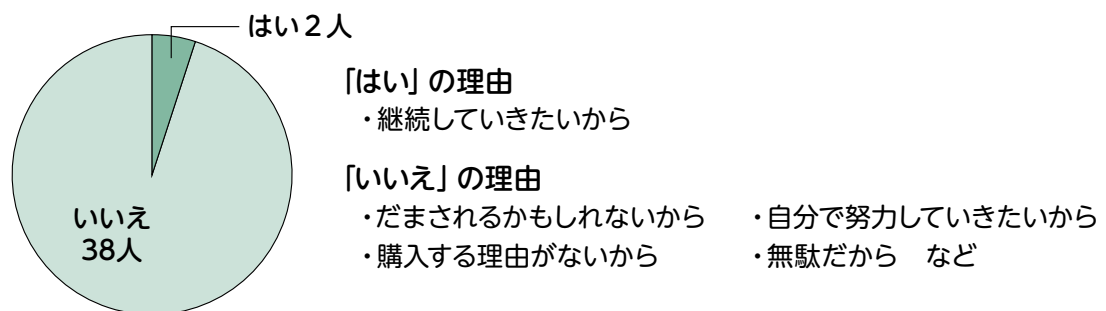
7 アンケート回答、生徒から出た意見や反応など

◆アンケートのおもな質問と回答（対象者：1学年（40人））

i) これまでに健康食品を購入したことがありますか。それはなぜですか。



ii) 今後、健康食品を購入しようと思いますか。それはなぜですか。



iii) 今後、健康食品を購入することがあれば、何に着目して購入しますか（複数回答可）。

着目する点	人数
価格や送料	28
健康食品に含まれる成分の効果	24
副作用	20
契約内容（特典や購入回数、返品条件など）	20
キャッチコピーや体験談	13
その他	2

8 本教材を活用した授業を終えて（活用してよかった点、生徒の様子など）

この教材を活用することで、普段取り上げたくても、時間の関係で取り上げることができなかったフードファディズムやメディアリテラシーについて授業を実施することができた。生徒はこちらが想定していたことよりも多くのことを、授業を通して学び、学習を深めることができた。さらに、こちらの狙いであった消費者市民として何をすべきかを理解し、行動してくれると期待する。この教材を活用することは、生徒にとっても、教師にとっても非常に有効であると考えます。

大阪府消費生活センターよりひとこと

大阪府消費生活センターの消費生活相談窓口寄せられる内容のうち、健康食品や化粧品の定期購入に関する消費者トラブルは多数あります。メディアやマスコミなどの誇大広告や情報にとらわれず、批判的な視点を持ち冷静に判断する能力を養うことは、さまざまなトラブルに巻き込まれず適切な行動をとり、また周囲の人にも影響を与えることができる消費者市民につながると考えます。

II

2. 生活の管理と契約① ～ルールや約束、契約の理解・選択～

指導ガイド P10,11

教材 P17

教材⑤ クレジットカードとキャッシュレス化

ワークシート

5

(P5)

学校名：大阪府立泉大津高等学校

教科：公民科（現代社会）

教諭名：服部 豪

1 モデル授業実施計画

1. 本時の題材について

これまで日本におけるキャッシュレス決済は、クレジットカードがメインであり、原則として高校生は利用できなかった。しかし、近年では、ICT（情報通信技術）の発展等によりさまざまな電子マネーが普及し、本校での事前アンケートにおいても、50%以上の生徒がICOCAなどの交通系電子マネーを利用したことがあると答えている。また、本校は、商店や飲食店などでアルバイトをする生徒も多く、生徒自身がクレジットカードを利用したことがなくても、従業員としてクレジットカードなどによるキャッシュレス決済に触れる機会もある。折しも成年年齢が18歳に引き下げられる改正民法が成立し、2022年4月から施行されることが決まった中、消費者トラブル等を防止するための消費者教育の重要性は増してきている。

今回、モデル授業を実施した生徒（3年生）はこれまでの授業の中で経済分野について学習し、その中で市場経済の考え方や、消費者の立場や権利を確認してきた。本時を含んだ学習成果発表によって、これを単に「教科書に書いてあった知識」としてではなく、「実際に自分に関係のあること」、「日常生活とつながっていること」として落とし込み、自分の消費行動が社会によい影響を与えるよう消費者市民としての自覚をもたせることを目標とする。

2. 題材の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断	資料活用 of 技能・表現	知識・理解
<ul style="list-style-type: none"> 消費者の立場や消費者問題に関心を持ち、その内容を学ぼうとしている。 キャッシュレス決済について、これまでの自分の利用体験等を積極的に周囲と共有しようとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市場経済における消費者の権利と保護について思考し、その内容を意見として述べるができる。 学習した知識と日常生活との結びつきを踏まえ、消費者市民として果たすべき役割や具体的な行動について考え、個人や企業の経済活動のあり方について公正に判断し、その過程や結果をさまざまな方法で適切に表現できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者問題の資料を収集し、消費者の権利と保護を考えるために情報を整理し活用できる。 収集した資料を、グループ活動にいかし、発表資料としてわかりやすくまとめ整理することができる。 クラスメイトの発表を聞いて支払方法のメリット・デメリットをまとめることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> さまざまなキャッシュレス決済方法があることや、その概要を理解し、身に付けている。 消費者市民としての行動を理解している。 現代の経済社会における金融の意義や役割、消費者市民として果たすべき役割や行動について理解し、その知識を身に付けている。

3. 題材の指導計画

市場経済における消費者（全5時間）※1単位時間は50分

- 第1時 自立した消費者へ 賢い消費者になろう
- 第2時 電子マネー&クレジットカードなどの支払方法（調べ学習）
- 第3時 電子マネー&クレジットカードなどの支払方法（調べ学習、まとめ）
- 第4時 電子マネー&クレジットカードなどの支払方法（発表準備）
- 第5時 クレジットカードとキャッシュレス化 発表（本時）

4. 本時の目標

- グループ内での自分の役割を理解し、発表する姿勢や聞く姿勢ができています。〔関心・意欲・態度〕
- 資料を活用し、自らの経験などを踏まえ、わかりやすく発表ができています。〔資料活用の技能・表現〕
- 発表を聞いて、メリット・デメリットを自分なりにまとめ、整理ができています。〔資料活用の技能・表現〕
- キャッシュレス決済の種類や方法などを理解している。〔知識・理解〕
- 消費者市民としての行動を理解し、消費者市民社会について具体的な行動と結び付けて説明できる。〔知識・理解〕

5. 第2、3時及び本時の展開

時間	生徒の学習活動	指導上の留意点	〔評価規準〕・〔評価方法〕	教材・教具	
第2時	導入(10分)	<ul style="list-style-type: none"> ・「成年年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が国会通過」などのニュースのコピーを見て時事に触れる。 ・発表方法のポイントを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニュースのコピーを配付し、成年年齢引き下げのニュースに関心をもたせる。 ・調べ学習のグループ分け、まとめる内容、見やすくなるポイントなどを伝え、まとめ見本プリント※^(p14)を配付し、発表に向けてイメージをもたせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループの中での自分の役割を理解し、グループとして発表する姿勢ができています。〔関心・意欲・態度〕（学習状況の観察） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニュースのコピー ・まとめ見本プリント※^(p14)
	展開1(10分)	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな支払方法(カード等)があることを確認する。 ・アンケートを記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカードや電子マネー、デビットカード、モバイル決済など教員が実際に利用している約20種類のカード(カードサンプル)をA4サイズに拡大し、生徒に1枚ずつ見せながら説明する。 ・7種類の支払い方法の利用経験について、アンケートを配付し、記入させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済の種類や方法などを理解している。〔知識・理解〕（学習状況の観察） 	<ul style="list-style-type: none"> ・カードサンプル ・B4画用紙^(p17) ・カラーペン ・ワークシート^(p17) ・アンケート用紙

第2時 展開2(25分)	<ul style="list-style-type: none"> グループごとに決められた支払方法を調べる。 	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォンなどの使用を許可し、誤った情報に気を付け、さまざまなサイトを利用して調べさせる。 発表時に提示するB4画用紙^(p17)は、印刷してクラス全員に配付する。 活動に入る前にまとめ見本プリント※^(p14)を見せながら各決済方法の次の4点について調べ伝える。 <ul style="list-style-type: none"> i どんな機能があるか ii ほかの支払方法と比べてのメリット iii ほかの支払方法と比べてのデメリット iv 具体的な名称 上記以外に支払方法の歴史や海外との違いなどについても調べたりイラストを入れたりするとよいなど、注意点やポイントを伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> グループとして資料活用や発表をする姿勢ができています。〔関心・意欲・態度〕(学習状況の観察) 	<ul style="list-style-type: none"> B4画用紙^(p17) カラーペン メモ用紙 付箋 ワークシート^(p17) 携帯電話、スマートフォン 	
	まとめ(5分)	<ul style="list-style-type: none"> 役割分担について説明を聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> 提出期限を伝え、グループ内で役割分担(発表担当、調べる担当など)を自主的に決定させる。 		<ul style="list-style-type: none"> ワークシート^(p17) まとめ見本プリント※^(p14)
	導入(5分)	<ul style="list-style-type: none"> 調べ学習の続きについて確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 発表日時、担当者の決め方について再度伝える。 		<ul style="list-style-type: none"> ワークシート^(p17) まとめ見本プリント※^(p14)
	第3時 展開(40分)	<ul style="list-style-type: none"> 第2時の調べ学習の続きや、本時に発表を行うための読み原稿の作成、発表資料の準備などをする。 	<ul style="list-style-type: none"> 各グループの進捗状況を把握する。作業が進んでいないグループには適宜、声かけをして準備を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> 第2時展開2と同様 	<ul style="list-style-type: none"> 第2時展開2と同様
まとめ(5分)	<ul style="list-style-type: none"> 発表について説明を聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> グループごとに後日、発表する旨を伝える。 			

※まとめ見本プリント(裏面)



<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本時</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">導入(5分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発表について注意点を聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> B 4 画用紙^(p17)をまとめて印刷した、発表まとめプリントを配付し、各グループに発表させる。以下の発表の注意点を伝える。 ①発表時間は1グループ3～4分。 ②発表グループ以外の生徒は、発表を聞いてワークシート^(p17)に支払方法のメリット・デメリット、発表の評価を記入する。 ③カードサンプルは自由に使用可。 		<ul style="list-style-type: none"> 発表まとめプリント ワークシート^(p17) B 4 画用紙^(p17) カードサンプル
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">展開(40分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> B 4 画用紙^(p17)を提示しながら発表する。 ①現金 ②クレジットカード ③プリペイドカード ④電子マネー（プリペイド） ⑤電子マネー（ポストペイ） ⑥デビットカード ⑦モバイル決済 発表を聞いている生徒はメリット・デメリット、評価をワークシートにまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> グループごとに発表させる。 各支払方法のメリットやデメリットなどを理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> グループ内での自分の役割を理解し、発表する姿勢ができています。[関心・意欲・態度] (発表) 自らの経験などを踏まえ、わかりやすく発表できている。[資料活用の技能・表現] (発表) 発表を聞く姿勢ができています。[関心・意欲・態度] (学習状況の観察) 発表を聞いて、メリット・デメリットを自分なりにまとめて整理できている。[資料活用の技能・表現] (ワークシート、定期考査) キャッシュレス決済の種類や方法などを理解している。[知識・理解] (ワークシート・定期考査) 	<ul style="list-style-type: none"> 発表まとめプリント ワークシート^(p17) B 4 画用紙^(p17) カードサンプル
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">まとめ(5分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自分の消費行動が社会に与える影響を消費者市民として自覚する。 	<ul style="list-style-type: none"> 成人になって消費者トラブルにあわないよう注意喚起する。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者市民としての行動を理解し、消費者市民社会について具体的な行動と結び付けて説明できる。[知識・理解] (ワークシート^(p17)) 	

2 生徒の様子



3 具体的な展開(工夫した点、アレンジした点)

- ①教員が説明して、生徒が板書を写すというような講義形式の授業ではなく、グループに分かれてスマートフォンを用いた調べ学習を行った。また、調べてまとめたB4画用紙^(p17)(39人、7グループ分)については、発表時にコピーして各生徒に配付し、記載内容から2学期中間テストに出題する形式を取った。生徒が主体的に学び、それをグループで共有し、クラスで発表したものを定期考査で理解を確認するという一つの流れを作ることができた。
- ②生徒の普段の決済手段について事前アンケートを行い、授業の展開を考える参考情報とした。
- ③キャッシュレス決済を学ぶに当たり、クレジットカードやデビットカードなど教員の手もちのカードをA4サイズに拡大し、生徒に各種カードのイメージをもたせた。また、普段使用している現金との比較ができるようワークシート^(p17)に現金を加えてアレンジした。その結果、現金との違いや、現金と比較してのメリット・デメリットについて考えさせることができた。また、今後キャッシュレス決済は主流になっていくと思われるので、ポイントをためるなどのメリットも伝え、バランスのよい情報提供を心掛けた。
- ④グループ形成に当たっては、授業をとおしてクラス内での人間関係を築いていくことも考慮に入れ、クジ引きによるものとし、不都合がある場合はメンバーの了承のもとに変更を可能とした。
- ⑤発表に際しては、ワークシート^(p17)の中に他のグループの発表に対する評価欄を作った。他グループの発表を聞き、それを評価し合い、2学期以降のグループ学習や調べ学習にいかしていくことができるよう工夫した。

4 配付資料・教材等

- ・ 事前アンケート (P18)
- ・ まとめ見本プリント ((表面) 発表の注意、(裏面) ※(P14))
- ・ ワークシート (P17)
- ・ 発表まとめプリント (生徒が作成した画用紙のコピー)
- ・ クレジットカードや電子マネーなどを拡大したカードサンプル (約 20 枚)

5 評価のポイント

- ①スマートフォンを用いて調べた内容を、自分なりにわかりやすくまとめることができる。特に、間違っ情報に惑わされずに、適切な情報を選び取ることができる。
- ②積極的にグループ活動に参加し、自分の意見を述べたり、他者の意見を聞いたりして、グループとしてのまとめを作成することができる。
- ③グループで工夫してまとめ、発表の際には、大きな声で、わかりやすく内容を伝え、ポイントを強調するなどの工夫をしている。

6 学習の成果と課題

生徒記入のワークシート

クレジットカードとキャッシュレス化 3年 組 番 ()

■各級の発表を聞いて、次の支払い方法についてのメリット・デメリットを書き出そう。
右の欄には、各級の「まとめ」発表について、4段階で評価しよう。

1. 現金	メリット	計画的にお金を使える。支払の管理が必要ないなど	4 ③
	デメリット	現金を持ち歩く必要がある。インターネットの支払いで手数料がかかるなど	2 1
2. クレジットカード	メリット	ポイントがたまる。銀行振り込みや代引きの手数料がかからないなど	4 ③
	デメリット	年会費がかかることがある。カードの紛失・盗難による不正利用など	2 1
3. プリペイドカード・商品券 ※実際の「カード」	メリット		4 3
	デメリット		2 1
4. 電子マネー (プリペイド)	メリット	ポイントがつく。加盟店なら海外でも使えるなど	④ 3
	デメリット	使い切らないまま忘れてしまう。手数料がかかることもあるなど	2 1
5. 電子マネー (ポストペイ)	メリット	後払いでいい。お金を受け渡す手間がないなど	4 ③
	デメリット	高額商品には不向き。返金が不可など	2 1
6. デビットカード ※visa デビットなどを含む	メリット	審査なしで発行できる。海外旅行や海外サイトでも使えるなど	④ 3
	デメリット	特定の銀行に紐込まれる。ポイント還元率はクレジットカードに劣るなど	2 1
7. モバイル決済 ※上に出たもののモバイル版を含む	メリット	持ち運びが簡単。導入しやすい。場所にとらわれず支払いができるなど	4 ③
	デメリット	初期登録が必要。利用カード・ブランドが限られているなど	2 1

■ 現金以外の「キャッシュレス決済」のトラブルには何があるだろう？ また、原因は何だろう？
カードの紛失・盗難によってお金を使われる

■ キャッシュレス決済のトラブルにあわないための心がけや行動を書き出してみよう。
登録が必要なカードは同意書を確認する。カードの使用方法を確認する

発表画用紙

モバイル決済について

モバイル決済とは？
スマートフォンなど消費者向けに提供されているモバイル端末を利用した決済

例えば…
Apple Pay、LINE Pay、楽天Edy、Tポイントアプリ、nanacoモバイル、auケータイクーポン など

メリット	デメリット
持ち運びが簡単	初期登録が必要
導入がしやすい	紙シートが発行されない
場所にとらわれず支払いができる	利用カード・ブランドが限られている

日本と比べて
中国ではすでに **98.3%** の人がスマホ決済を利用している。

いつから？
楽天Edyはドコモが2004年、au・Softbankは2005年から使われている。
nanacoモバイルは2007年から使われている。

①学習の成果

消費者教育全体を通して、身の周りに起きている消費者トラブルや悪質商法から身を守る方法、具体的な法律などを学習することができた。また、本時を含めたグループ学習では、高校生にとって身近な電子マネーやプリペイドカード、今後使用する可能性が高いクレジットカードなどの決済ツールに関する機能や、メリット・デメリットを総合的・横断的に学習することができた。また、そうした身近な決済ツールについての学習を通して、学習した知識と日常生活との結びつきを踏まえ、消費者市民として果たすべき役割や具体的な行動について考察するきっかけづくりをすることができた。加えて、今回の消費者教育の学習によって、今後、同じ経済分野で学習する金融分野などについての基礎づくりとすることができた。

②課題

モデル授業実施時期の都合上、夏休み前に行ったが、本来はもう少し遅い時期に実施したい。

スマートフォンを用いた授業や、調べたことをまとめたりすることに慣れていない学年なので、何を調べよいか、どのサイトを信用したらよいか、どのようにすればうまく伝わるのかなどを、よりしっかりと事前に確認してから授業展開ができるとよかった。また、グループ活動で活躍しきれていない生徒が散見されたことも、今後の課題となった。

最近では、キャッシュレス決済の機能をもったカード類が複雑化し、クレジットカードと電子マネーの機能を併せもつものなど、複数の機能を集約したものが増えている。授業実施前のアンケートにおいても、本来なら高校生には利用できないはずの「クレジットカードを使ったことがある」と答えた生徒が 5.6%存在していたが、これはおそらく国際ブランドの「デビットカード」や「プリペイドカード」と混同しているか、あるいは保護者名義のクレジットカードを使ったことがあると思われる。自分が使っているカードについて把握していない生徒もおり、混乱する場面も見られた。今後、同様の教材を扱う場合、カード機能の分類を工夫したほうがよいと思う。

また、授業実施後のアンケートにおいて、キャッシュレス決済を積極的に使いたいと思う生徒が 27.0%、思わない生徒が 35.1%であり、授業実施後であってもキャッシュレス決済に消極的な生徒が少なくない状況である。「めんどくさい」、「ややこしそう」といったネガティブな印象をもつのではなく、現金その他を含めた決済手段のなかから、場に応じて適切な選択ができるように興味・関心をもってほしいと感じた。

7 アンケートの回答、生徒から出た意見や反応など

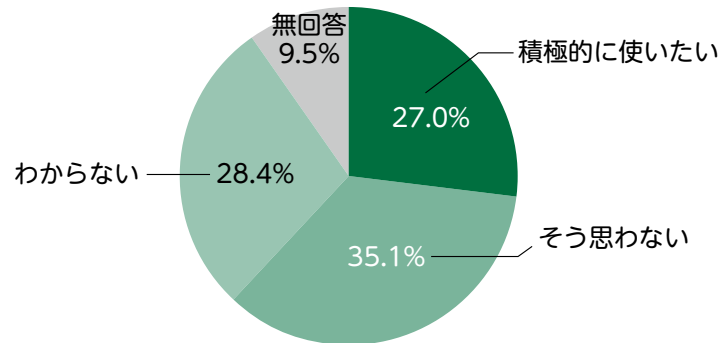
①事前アンケート

キャッシュレス決済を使ったことがあるか。(有効回答数 107)

種類	使ったことがある	使ったことがない			無回答	
		どうやって使うかも知っている	名前だけ知っている	名前を聞いたこともない		
クレジットカード	5.6%	57.0%	33.6%	0.9%	2.8%	
プリペイドカード・商品券	テレホンカード	23.4%	34.6%	39.3%	2.8%	0.0%
	図書券・図書カード	82.2%	10.3%	6.5%	0.0%	0.9%
電子マネー(プリペイド)	suica・ICOCA	54.2%	25.2%	20.6%	0.0%	0.0%
	waon	12.1%	36.4%	42.1%	8.4%	0.9%
電子マネー(ポストペイ)	PiTaPa	19.6%	29.0%	44.9%	5.6%	0.9%
	QUICPay	0.9%	24.3%	37.4%	36.4%	0.9%
デビットカード	通常のデビットカード	3.7%	21.5%	60.7%	13.1%	0.9%
	visa デビット	2.8%	19.6%	61.7%	14.0%	1.9%
モバイル決済	Apple Pay・Google Pay	29.0%	19.6%	49.5%	1.9%	0.0%

②事後アンケート

◇キャッシュレス決済を積極的に使いたいと思いますか。



i 積極的に使いたいと思う理由

- ・楽
- ・便利
- ・現金をもたなくてもいい
- ・カッコいい
- ・スマートに見える
- ・ネットで使う
- ・財布がかさばらない
- ・自分は使い過ぎない自信がある
- ・積極的とまでは思わないが電車などで便利 など

ii 積極的に使いたいと思わない理由

- ・(手続きが)めんどくさい
- ・使い過ぎが心配
- ・現金でいい
- ・ややこしそう
- ・よくわからない
- ・まだ若い
- ・トラブルが起きると面倒
- ・現金があるうちは現金を使う
- ・怖い
- ・個人情報流出や自己破産の危険性がある など

⑧ 本教材を活用した授業を終えて (活用してよかった点、生徒の様子など)

今回、3年生「現代社会」における経済分野を夏休み前に実施したが、今回のモデル授業に至るまで、「情報化の進展」、「経済活動と市場経済の考え方」、「自立した消費者へ」などの基礎知識を踏まえた後に実施することができ、生徒に大きな混乱はなかった。今回のモデル授業実施学年の生徒は、これまでグループ学習や調べ学習を積極的に行っておらず、「スマートフォンを用いて調べてまとめる」といった授業が果たして成立するのかどうかもわからない中、手探りでモデル授業実施となった。

実際にグループ学習を始めてみると、普段は消極的に授業を聞いている生徒が、周囲の生徒と積極的に会話を交わしながらいきいきと調べたりまとめたり、逆に、定期考査でしっかりと得点する生徒であっても、うまくグループ活動に参加できず積極的な姿勢が見られなかったりするなど、普段の座学の授業とはまた違った面を見ることができた。学習指導要領で求められる、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点から見ても、総合的な学力の養成における大きな一歩になったと思う。

モデル授業の題材となった「クレジットカードとキャッシュレス化」についても、生徒にとって身近なものであり、近い将来、消費者市民として社会に出て行く生徒たちにとって有意義なものとなった。私が教育活動において目標としている、「学習している事項を『遠い世界の、自分には関係ないこと』ではなく、『身近な世界の、自分に関係すること』として理解する」ことも、少しは達成できたのではないかと考えている。

大阪府消費生活センターよりひとこと

近年、情報化・国際化が進展する中、消費生活においてもキャッシュレス化は避けられない社会情勢にあり、また、成年年齢が引き下げられると高校3年生でクレジットカードを作ることができるようになります。キャッシュレス決済の種類や特徴をよく理解し適切な利用を心がけることが、自立した消費者として安全、安心な消費生活を送るために重要と考えます。



3. 生活の管理と契約② ～生活の設計・管理～

指導ガイド P18,19

教材 P21～23

ワークシート **7** (P7)

教材⑦ 社会人の生活設計と社会保障制度

学校名：大阪府立夕陽丘高等学校

教科：家庭科

教諭名：寺川 理香

1 モデル授業実施計画

1. 本時の題材について

社会保障制度については、これまでに中学校の社会科などで学習してきたが、モデル授業実施前の生徒は、社会保障制度についてほとんど関心がないという状況であった。しかし、いざ自らのライフスタイルと生活設計を考えてみると、さまざまなリスクに出会う可能性があることに気づいた。そこで、「人生すごろく」の製作をとおして、個人では備えることに限界があるリスクに対して、どのようなセーフティネットが使えるのかなど、その対処法を理解させることにした。社会保障制度は幾世代にもわたる社会全体の支え合いの制度であり、社会保険料の負担は消費者市民としての責任であることを本教材を活用して認識させる。また、適切な意思決定に基づいて行動できるとともに、生涯を見通した生活における経済の管理や計画について考えさせる。

2. 題材の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技 能	知識・理解
<ul style="list-style-type: none"> 経済計画や家計管理に関心を持ち、経済生活の充実・向上をめざして意欲的に取り組んでいる。 積極的に「人生すごろく」の製作や調べ学習に参加し、主体的に学ぼうとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活のリスクに対応するため、あらかじめ対策を講じておく必要性を認識し、その対処法を具体的に考えることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ライフイベントは想定できることと、できないことがあるということを理解し、「人生すごろく」の製作をとおしてライフイベントとして想定される項目について情報整理できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 将来起こりうるリスクに対してどのような社会保障が使えるかを理解している。 社会保障は社会全体での支え合いであり、社会保険料の負担は国民の責任であること、消費者市民としての行動でもあることを理解している。 リスクの対応策としての三本柱（公的保障・企業保障・私的保障）があることを知り、その中の社会保障の仕組みを理解している。

3. 題材の指導計画

経済生活	消費者の権利と責任（全5時間）※1単位時間は45分
第1時	「人生すごろく」製作準備
第2時	「人生すごろく」製作
第3時	リスクへの備え 社会保障について
第4時	リスクへの備え グループワーク
第5時	リスクへの備え 発表・まとめ（本時）

4. 本時の目標

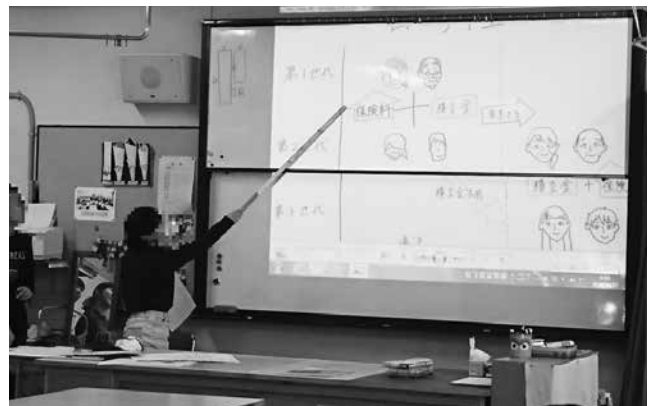
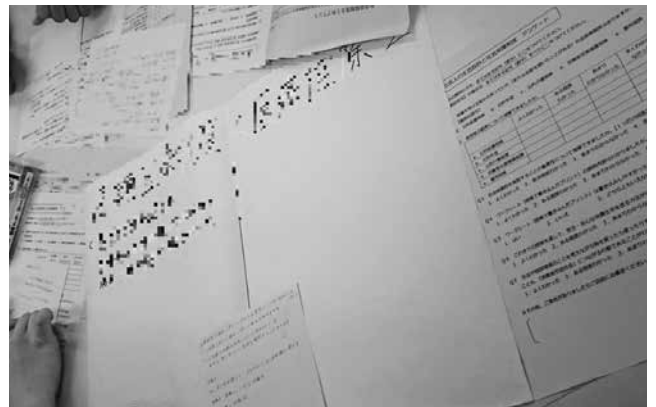
- 班ごとに調べ、まとめた社会保障についての内容をわかりやすく発表し、また他の班の発表を聞き、社会保障制度について理解を深めさせる。 [思考・判断・表現] [知識・理解]
- 社会保障の仕組みを理解し、リスク発生時の対処法についてまとめさせる。 [思考・判断・表現]
- 社会保障制度の概要と、特にリスクへの備えとしてどのようなときに保障を受けられるのかを理解するとともに、この制度が幾世代にもわたる社会全体での支え合いであり、社会保険料を負担することは消費者市民としての行動であることを認識させる。 [知識・理解]

5. 本時の展開

時間	生徒の学習活動	指導上の留意点(指導者)	(評価規準)・(評価方法)	教材・教具
導入(5分)	<ul style="list-style-type: none"> ・本時の課題を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの授業を振り返り、リスクに備えて社会保険料の負担があることを再認識させる。 ・各班の発表時間は3分間であること、発表者は前に出て、発表することを伝える。 ・各班の発表を聞いて、学習したことを授業プリント(表面)^(P25)に記入するように伝える。 		<ul style="list-style-type: none"> ・模造紙^(P24) ・授業プリント(表面)^(P25) ・カラーペン
展開(30分)	<ul style="list-style-type: none"> ・前時に班ごとに調べた社会保障の内容を発表する。(公的医療保険・公的年金・公的介護保険・労働者災害補償保険・雇用保険) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒が授業プリント(表面)^(P25)に記入している時間に、発表のよかった点や、補足コメントを付け加え、各保障が重要な役割を果たしていることを認識させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・班ごとに調べまとめた社会保障についての内容をわかりやすく発表している。[思考・判断・表現] (模造紙^(P24)) 	

展開	<ul style="list-style-type: none"> 各班の発表を聞いて、学習したことを授業プリント(表面)^(P25)に記入する。 		<ul style="list-style-type: none"> 社会保障制度の仕組みを理解し、リスク時の対処法についてまとめている。[思考・判断・表現] (模造紙^(P24)) 他の班の発表をよく聞き、社会保障制度について理解を深めようとしている。[知識・理解] 社会保障制度についてどのようなときに保障が受けられるのかを理解するとともに、この制度が幾世代にもわたる社会全体での支え合いであり、社会保険料を負担することは消費者市民としての行動であることを認識している。[知識・理解] (授業プリント(裏面)^(P26)) 	
まとめ(10分)	<ul style="list-style-type: none"> パワーポイントの説明を聞き、授業プリント(裏面)^(P26)に記入する。 アンケートに記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒になじみのない社会保障制度に関する用語を理解しやすいようにパワーポイントを用いて、認識させる。 社会保障制度は社会全体の支え合いの制度であり、社会保険料を負担することは消費者市民としての行動であることを理解させる。 		<ul style="list-style-type: none"> 授業プリント(裏面)^(P26) パワーポイント^(P24) アンケート

2 生徒の様子



③ 具体的な展開(工夫した点、アレンジした点)

- ①現時点での生徒の生活になじみのない社会保障制度を「自分のこと」として認識させるために、以下のよう段階を踏んだ。

第1時・第2時：「人生すごろく」製作

今後、予想されるライフイベントを書き出す作業をした。その際に、起きてほしいことだけでなく、起きてほしくないことも考えるようにアドバイスし、社会保障制度の授業につなげた。自分の書き出したライフイベントを持ち寄って班で1つの「人生すごろく」を製作する際には、市販の「人生ゲーム」を例に置き、イメージをもちやすくした。

第3時：「リスクへの備え」

公益財団法人生命保険文化センターの「【君とみらいとライフプラン】」より、デジタル教材(パワーポイント)「生活設計とリスクへの備え」を使用し、同教材のワークシートに記入しながら、社会保障についての理解を深め、その後、自分たちが製作した「人生すごろく」のライフイベントの中からリスクを取り上げ、より詳しく調べる作業につなげた。

- ②調べることが重複しないように5種類の社会保障のうち、3つについてはさらに2つに分け、各班が調べる内容として8つにし、スマートフォンなどを使用して調べさせた(生徒記入の授業プリント(表面)^(P25)参照)。

保険の種類	各班が調べる内容
公的医療保険	公的医療保険とは 種類
	高額医療制度 医療費控除による還付金
公的年金	公的年金制度の必要性 公的年金の仕組み
	公的年金保険料 公的年金支給金額
公的介護保険	条件・保険料の金額 利用のための手続き
	要支援、要介護とは 自己負担額など
労働者災害補償保険	労災保険とは
雇用保険	雇用保険とは

- ③発表形態は、生徒がまとめた模造紙を撮影し、プロジェクターで教室前面のホワイトボードに映し出し、生徒全員によく見えるようにした。マイクを使用することで、プレゼンを体験させることができ、聞き慣れない用語も後ろの席までよく聞こえるよう配慮した。

4 配付資料・教材等

- ・授業プリント (P25、26) (ワークシートをもとに作成)
- ・パワーポイント

社会保障が果たす役割

①

自分にとってどのような役に立つものか

- ・病院で診察を受ける際に高額な医療費を払わなくて良い。
- ・介護が必要な状態になった時に費用の給付を受けられる。

リスクが起こったときに金銭の給付が受けられる。

②

自分以外ではどのように役に立つものか

お互いに費用を負担し合うことで、いざという時に助け合うことができる。

③

まとめ

個人だけでは備えることに(限界)がある生活上の(リスク)に対して、幾世代にもわたり、(社会全体)で助け合い、支えようとするしくみ

社会保障制度

④

- *加入は国民の(義務)である一方、
- *現在および将来の世代が安心して暮らしていけるよう皆で支え合うものである。
- *消費者市民としての責任

⑤

生徒発表時の模造紙

⑥ 要介護・要支援とは

要介護…現在、介護サービスを必要としている人
 要支援…現在、介護は必要ではないが、将来的に必要な可能性がある人

	支給限度額	1割負担	2割負担
要支援1	50030円	5003円	10006円
2	104730円	10473円	20946円
要介護1	166920円	16692円	33384円
2	196160円	19616円	39232円
3	269310円	26931円	53862円
4	308060円	30806円	61612円
5	360650円	36065円	72130円

介護サービスの自己負担額
 ・一定以上の所得者(160万円以上)は2割負担
 <受けられるサービス>
 ・訪問介護サービス
 ①身体サービス(入浴、食事、排せつ)
 ②生活援助(掃除、洗濯、調理)
 ③通院などの乗車
 ・通所介護…利用者が日中、施設などに通い日常生活の支援
 ・福祉用具貸与…日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与
 ・住宅改修サービス…手すりをつける

公的介護保険 6班

条件	金額	手続き
40歳以上の人 →全員加入	65歳以上の人 月額平均 5,514円	「要支援・要介護認定」を受ける必要あり 流れ ①市区町村の窓口で申請
65歳以上の人 『第1号被保険者』 …老化や病気、ケガなどの原因で介護が必要な場合		
40～64歳の人 『第2号被保険者』 …老化を原因とする特定疾病により介護が必要だと認められた場合	40～64歳の人 月額平均 5,125円	②自宅で身体状態のチェック ③1次審査 ④2次審査 ⑤審査で認定されれば、公的介護保険からサービスを受けられる

5 評価のポイント

- ①調べた社会保障についての理解を深め、班で作業を分担し、リスク発生時の対処法について全員で協力してまとめることができている。
- ②発表に際しては、調べた内容をわかりやすく時間内で伝えることができるとともに、消費者市民としての行動を認識できている。

6 学習の成果と課題

① 学習の成果

- ・「人生すごろく」を製作することで、これからの人生は長く、なかなか思いどおりにいかないものだと実感することができた。リスクを伴うライフイベントに遭遇した際には、皆一様に悲嘆に暮れる。リスクを排除するには、決まってかなりのお金を払わなければならないことも共通している。このことにより、リスクを軽減させるにはお金を伴うということが理解できた。
- ・本時の授業で、社会保障制度をどのようなときに活用できるのか、保障を受けるにはどのようにすればよいのかなどを学習することで、自分では解決できないリスクに将来出会っても、社会保障制度（セーフティネット）があることを理解することができた。また、それは社会全体の支え合い、助け合いで成り立っているとともに、国民としての責任であることをこの授業で理解できた。今後、生徒たちが歩んでいく人生の端々で思い出してもらえることを期待する。
- ・社会保険料を負担することは、消費者市民として私たちの責任であることも理解することができた。

授業プリントの記述より

- ・公的医療保険・・・加入者やその家族に医療が必要になったとき、医療費の一部を負担する制度だということがわかった。日本のすべての人が加入する「国民皆保険」であるということを知って驚いた。
国民健康保険の保険料は月額約 15,250 円。
- ・公的年金・・・世代を越えて支え合っている、イラストを使った説明でわかりやすかった。
- ・公的介護保険・・・社会全体で介護が必要な人を支え合う制度。手続きなどをわかりやすく説明してすごいなと思った。

生徒記入の授業プリント

表面

社会保障制度まとめプリント		2年()組()番 氏名「 _____ 」	
さまざまなリスクに対してどのような社会保障制度(セーフティネット)が使えるのか、各班の発表を聞き、それぞれの保障制度についてまとめましょう。			
保障の種類	発表班	内容	学んだこと・感想
公的医療保険	1	・公的医療保険とは ・種類 健康保険 船員保険 共済組合保険 国民健康保険	・加入者や家族が病気・怪我にかかったときに医療費の一部負担してくれる制度。 ・国民に加入義務「国民皆保険」 ・保険に入ることが義務だと知ってびっくりした。
	2	・高額医療制度 ・医療費控除による還付金	・医療費が高額の場合、一定額が支給されたり、税金が戻ってくる制度。所得税が高い人が申請するらしい。 ・細かいルールがあるので、しっかり確認することが大切だと思った。
公的年金	3	・なぜ、公的年金制度が必要なのか。 ・公的年金の仕組み	・予備金がない将来に備えて、積立金を支払い、老後にそれを受取ること。とても大切なものであり、義務である。 ・高齢者の人が増え続けているので、一人当たりの負担が増加している。 ・西世代に比べて支え合っていることを知った。
	4	・公的年金保険料 ・公的年金支給金額	・国が実施する年金制度に沿って加入者が保険会社に支払う金銭 ・男女に差があることを知って驚いた。 ・男性の方が高いのは、女性はいったん職をやめたりする期間があるからというの はわかった。
公的介護保険	5	・誰がどんな条件で保障をうけられるのか ・保険料の金額 ・公的介護保険を利用するための手続き	・40~64歳(第2号被保険者)は月額5,125円、65歳以上(第1号被保険者)は 月額5,14円を支払う。介護が必要な場合に支援を受けられる。 ・要支援、要介護認定を受ける必要があることを知った。
	6	・要支援・要介護とは ・公的介護保険で利用できるサービス ・介護サービスの自己負担額	・サービスには身体サービス、生活援助、通院の付き添いなど、さまざまな種類がある。一定の所得がある場合は、割増料を支払って1割を負担する。 ・現在介護が必要であるかどうかで分けられる
労働者災害補償 保険	7	・労災保険とは	・労働者がけがや死亡した場合に支給される制度。一人一課労働者がいる場合、事業者が全額負担する。 ・労働者を守るため、任意ではなく義務。
雇用保険	8	・雇用保険とは	・失業者の再就職の支援などのためにお金を支給してくれる。 雇用保険料 毎月の給料 雇用保険率。 ・育児休暇のときにも関係していることを知った。

裏
面

社会保障が果たす役割についていろいろな視点から考えてみよう。

自分にとってどのように役立つものか
リスクが起こったときに金銭の給付が受けられる。

自分以外ではどのように役立つものか
お互いに費用を負担しあうことで、いざというときに助けあうことができる。

まとめ
個人だけでは備えることに(限界)がある生活上の(リスク)に対して、幾世代にもわたり、(社会全体)で助け合い、支えようとするしくみが(社会保障)制度である。加入は国民の(義務)である一方、現代および将来の世代が安心して暮らしていけるよう皆で支え合うものであり、公正で持続可能な社会を構築する(消費者市民)としての責任でもある。

②課題（改善点など）

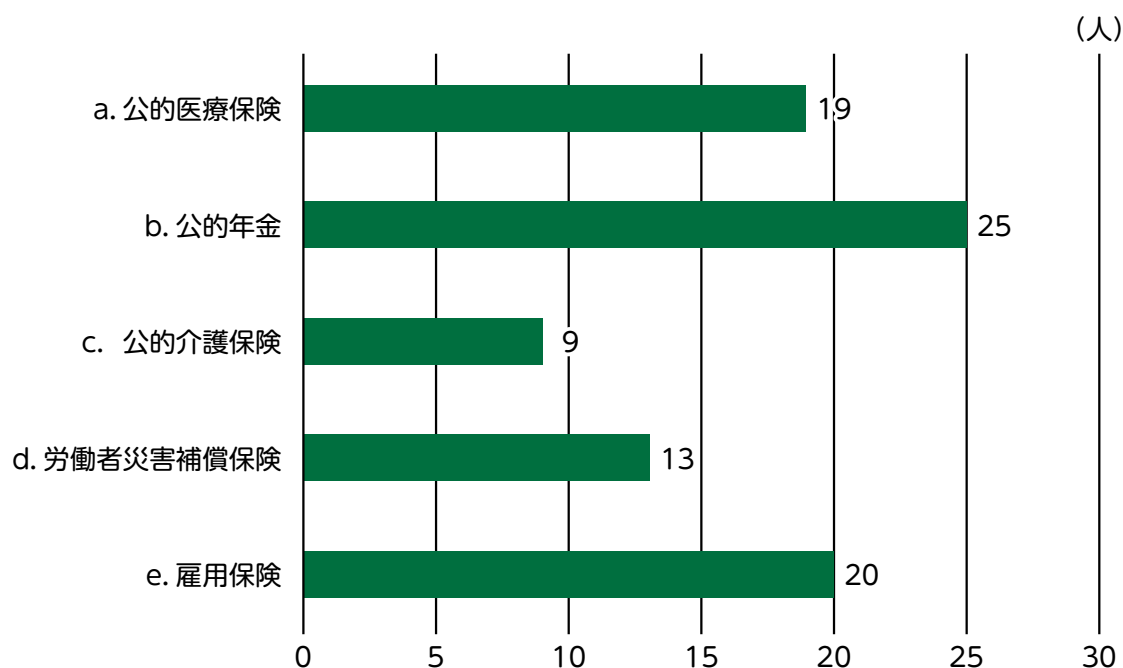
内容が広範囲にわたり、時間が足りず、生徒は少し忙しい思いをしたように感じる。もう少し余裕をもった時間配分にすることが望ましいが、限られた時間の中では難しいのが現状であり、今後の課題である。また、社会保障制度については、社会科等の他教科と情報共有しながら進めていくことが必要と考える。

本校は留学生が多く、今年度はアメリカとフィンランドの生徒が在籍しているので、留学生に自国の社会保障制度についても発表してもらう時間を取ればよかったと思う。

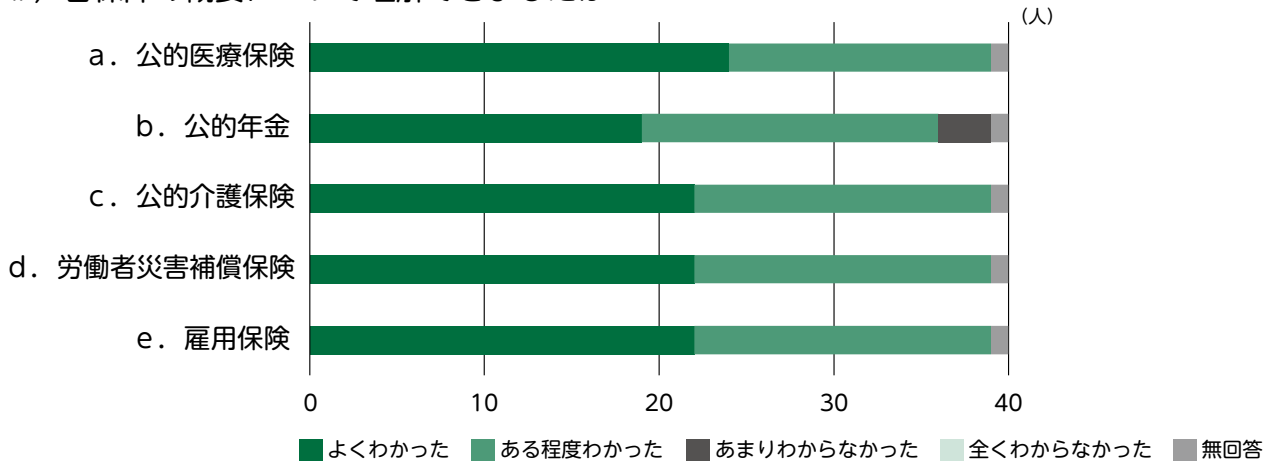
7 アンケートの回答、生徒から出た意見や反応など

◆アンケートの主な質問と回答（対象者：2学年（40人））

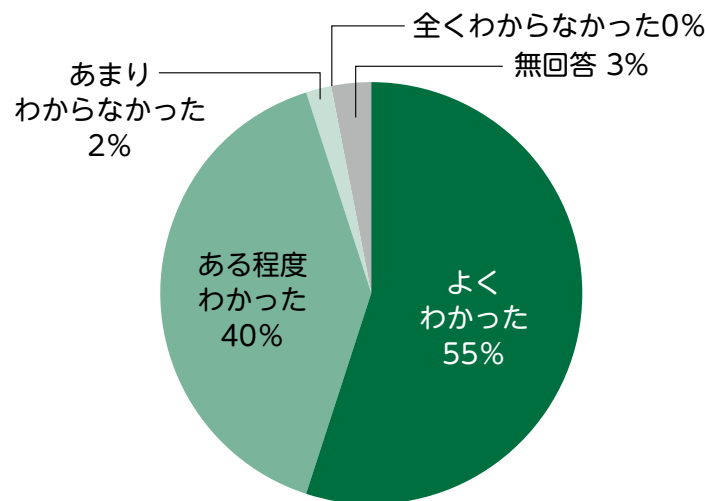
i) 授業を受ける前から知っていた（または名称を聞いたことがある）社会保障制度はありますか（複数回答可）。



ii) 各保障の概要について理解できましたか



iii) 社会保険料を負担することの重要性について理解できましたか



8 本教材を活用した授業を終えて (活用してよかった点、生徒の様子など)

生徒にとって社会保障制度についての授業は、将来の自分について考えるよいきっかけとなった。医療機関で受診する時にもっていく保険証がどういうものなのか、言葉ではよく聞く年金とはどのようなものなのか、それらの内容について大筋は理解できたと思われる。社会保障とは現在・未来において必ず自分たちに密接に関係することで、生活するということは常に誰かに支えられたり、支えたりの普遍的な繰り返しにより継続できるものであるということ、そして自分もそこに参画している消費者市民の1人であることを特に理解させるよう授業案を検討した。生徒たちには、社会保障は国民としての権利であり、義務でもあることを忘れず、未来に対して何事にも臆さず挑戦し、道を切り拓いてほしいと願う。

大阪府消費生活センターよりひとこと

社会人が経済生活を営むうえで、人生の生活設計を考え計画的に行動するためには、社会保障制度の理解と、リスクが発生したときの対処法を想定しておくことが必要です。またその制度を持続的に維持するため社会保険料を負担することも消費者市民としての行動です。高校において社会保障制度の知識を習得することは、生徒が社会にでてから、思わぬリスクに直面しても適切な行動をとるための意義のある消費者教育と考えています。

モデル授業をもとにした指導ガイド・教材・ワークシートの目的・使い方

目的

「モデル授業をもとにした指導ガイド・教材・ワークシート」は、前年度に実施したモデル授業「教材③ 若者によくある消費者被害」をもとに作成した消費者教育教材です。大阪府消費生活センターが作成した消費者教育教材「めぞう！消費者市民」と消費者庁が作成した「社会への扉」を併用し、1時間授業で契約や消費者被害にあったときの対処法に関する内容を学習できるようアレンジしています。

新学習指導要領では2020年度から「売買契約の基礎」が小学校で全面実施となります。18歳、19歳の若者が成人として社会生活を営むうえで不可欠な「売買契約」を、生徒が理解しやすいようイラストや漫画を多用したわかりやすい教材と、習得した知識を確認するためのワークシートを収載し、思考力・判断力・表現力の養成につながるようなアレンジを加えています。

本教材を活用することで、指導計画等にかかる時間を減らし、家庭科や公民科以外の担当教員の方にも、容易に消費者教育の授業を実施できるような内容になっていますので、ぜひご活用ください。

使い方

「モデル授業をもとにした指導ガイド・教材・ワークシート」は①指導ガイド、②教材、③ワークシートで構成しています。指導ガイドは、授業の概要、指導目標、指導計画及び1時間授業の展開を掲載しています。教材は、契約の基本知識について理解を深めるとともに、アポイントメントセールスや通信販売による消費者被害など、若者によくある最近の事例を掲載し、生徒に配付する資料としても使用していただけます。ワークシートは、表面は生徒配付用、裏面は指導上の留意点やワークシートの解答と解答例を掲載しています。また、アクティブ・ラーニング型の授業を取り入れていただくため、簡単に回答できるよう設問を設定し時間配分を考慮しています。そのほか参考資料として、「未成年者の契約」や、家庭科や公民科の教科書には記載されていない「18歳成年」に関する情報も参考資料として収載しています。シンプルな構成なので、部分的に宿題にするなどさまざまなアレンジができ、朝のホームルームや終礼時などでも活用していただきやすくなっています。

本書に出てくるマーク



参考……………ワークに必要な資料を掲載しています。



知るところ!事例……………ワークに関連した事例を掲載しています。



ひとつアドバイス……………被害事例などにおける注意点や被害にあわないためのポイントなどを掲載しています。



ステップアップ……………資料やワークで得た知識に加え、さらに詳しい情報を掲載しています。



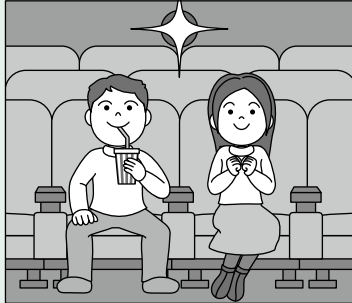
プラスα……………資料やワークで得た知識に関連したトピックや世の中の動きなどを掲載しており、状況に応じて生徒に情報提供できます。

2. 生活の管理と契約① ～ルールや約束、契約の理解・選択～

概要	<p>日頃、商品・サービスの購入が、契約であることを意識している人は少ない。多くの生徒がスマートフォン(以下「スマホ」という)等を所持し、インターネットショッピングやオンラインゲームでアイテムなどを購入しているが、契約の知識が不十分なため、消費者被害に巻き込まれる例も少なくない。消費生活相談窓口に寄せられる相談事例を活用し、生徒一人ひとりが自ら必要な情報を収集し、課題を考え、消費者市民として行動することができるよう、知識を身に付けさせることが必要である。</p>	
指導目標	<ul style="list-style-type: none"> ・成年年齢引下げを見据え、契約に関する基本的な知識や若者によくある消費者問題について理解させる。 ・消費者被害の未然防止や対処法について、具体的な事例を通して考えさせる。 ・自分だけでなく、周囲にもアドバイスできるような知識、視点、能力を身に付けさせる。 	
指導計画	<p>[導入] 契約とは何か、その法的効果について理解する。 [展開] 教材から知った身近な事例について意見を出し、グループで話し合い、ワークシートに記入する。 [まとめ] 契約や消費者被害の事例や対処法について正しく理解し、消費者市民としての行動につなげることができるようにする。</p>	
時間	学習内容・活動	指導上の留意点
若者によくある消費者被害 ワーク③ 教材③ ④-1.2		
導入	10分	<ul style="list-style-type: none"> ・自分たちは生活の中でさまざまな契約をしていることを知る。
展開	35分	<ul style="list-style-type: none"> ・【ワーク③-①②】教材③④-1.2(P30)を参考に、契約とは何かを知る。ワークシートの問いを考えながら、契約と約束の違いを確認する。 ・【ワーク③-③④】教材③④の若者によくある相談事例(P31～33)を読んで、ワークシートにある消費者被害のうち、生徒があいやすいと思う消費者被害を選び、選んだ理由をグループ内で話す。 ・消費者被害の対処法を知る。 ・クーリング・オフ制度について知る。 ・消費生活相談窓口の役割について知る。 ・消費者市民としての行動のあり方について考える。
まとめ	5分	<ul style="list-style-type: none"> ・契約について正しく理解し行動することが安全・安心な暮らしにつながることを認識する。 ・消費生活相談窓口で相談・情報提供することで消費者市民としての行動ができることを確認する。

教材③ 若者によくある消費者被害①

1. 私たちの周りの契約



映画をみる



買い物をする



ガスを使う



スマホを買い替える

私たちの周りの契約



電車に乗る



DVD・CDを借りる

2. 契約とは

「これください」と申込み、「はい、〇円です」と承諾し、お互いの意思が一致することで契約は成立します。

契約は口約束でも成立します。いったん成立すると、一方の都合だけで勝手に契約を解除することはできません。



成立

店で商品を買ったが、使う前に不要になった。 解約できる？ → **解約できません！**

プレゼントを買いました。



しかし、プレゼントを渡す前に突然の別れ・・・



出典：消費者庁「社会への扉」により作成

契約は「法的な責任が生じる約束」なので、拘束力があります。契約を守らないと、裁判で訴えられることもあります。

教材③ 若者によくある消費者被害③



若者によくある相談事例

事例1 アポイントメントセールス



ひとことアドバイス

- 電話や電子メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などで販売目的を隠して呼び出され、契約させられる商法をアポイントメントセールスといいます。アポイントメントセールスは訪問販売の一種です。
- 知らない人に呼び出されても、会いに行かないようにしましょう。
- 会いに行ってしまった場合、慎重に判断し、いらないものはきっぱりと断りましょう。

この他にも・・・

<p>訪問販売</p> <p>家庭や職場などにセールスマンが訪ねてきて、言葉巧みに商品などを販売する商法</p>	<p>キャッチセールス</p> <p>街頭で呼び止め、カフェや営業所などに連れて行き、契約しないと帰らせない雰囲気にして、商品・サービスを販売する商法。キャッチセールスも訪問販売の一種です</p>	<p>マルチ商法</p> <p>商品を購入させて販売組織に入会させ、知人を誘って入会させるとマージンが入ると言う商法。正式には連鎖販売取引といいます</p>
---	---	---

こんなトラブルに ↓ あってしまったら・・・

クーリング・オフ制度

キャッチセールスやマルチ商法など、契約するつもりがなかったのに不意打ちにより契約してしまった場合、一定期間であれば消費者が無条件で契約の解除ができる制度です。

クーリング・オフできる期間

- ・訪問販売(アポイントメントセールス・キャッチセールスを含む)、訪問購入など 8日間
- ・マルチ商法など 20日間

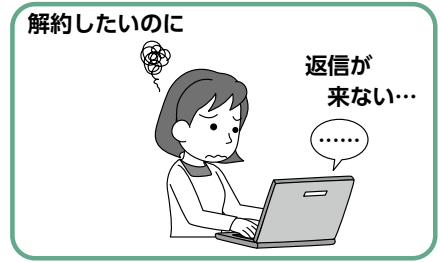
クーリング・オフできない場合

- ・3,000円未満の商品・サービスを現金で払った
- ・化粧品や健康食品など消耗品を使用した など

話が違う！解約できるかな？と思ったら消費生活センター(☎188)へ

教材③ 若者によくある消費者被害③

事例2 通信販売



ひとことアドバイス

- ・インターネットショッピングを利用するときには、購入前に「ショップの所在地や電話番号」「返品条件」「ネットショップの評判や運営実績」などを確認し、慎重に検討することが重要です。住所が番地まで記載されていない、連絡先はメールアドレスのみのショップには注意しましょう。
- ・一般に流通している価格より大幅に安い場合、模倣品（ニセモノ）の可能性があります。
- ・支払方法として、個人名義の銀行口座振込みによる前払いを求めるショップは注意が必要です。

気を付けたいネットショップの表示

URLが不自然
(購入を希望しているサイトのURLと違う)

住所が番地まで記載されていない

電話番号がなく
連絡先がEメールしかない

字体(フォント)に通常使用されていない旧字体が混じっている

極端に値引きされている

支払方法が銀行振込みのみ

機械翻訳したような不自然な日本語表現がある

会社概要
〇〇ショップ販売店
住所：東京都千代田区
連絡先：〇〇@abc.com

■支払方法について
銀行振込
■送料・配送について
送料無料！三日か五日届けます！

(消費者庁ウェブサイトを参考に作成)

出典：消費者庁「社会への扉」により作成

ネットやテレビなどの通信販売では



クーリング・オフできません

返品ルール(返品特約)

通信販売(ネットやテレビ、カタログ、新聞広告などによる販売)では、広告に返品ルールを表示することが義務付けられています。消費者はそのルールに従います。

返品ルールの例

- ・商品到着後、3日以内であれば返品可。ただし、送料はお客様ご負担
- ・返品は一切受け付けません など

※返品ルールの表示がない場合、商品を受け取った日から8日経過するまでの間、申込みの撤回または契約を解除することができます。これはクーリング・オフとは異なる制度です。

事例3 通信販売の定期購入



ひとことアドバイス

- ・初回のみがお試し価格で、実は定期購入であるため解約はできない等、表示がわかりにくいウェブサイトが多く、解約を申し出た場合、通常価格を請求されるケースが多数あります。
- ・通信販売はクーリング・オフできません。契約内容や解約条件をしっかりと確認しましょう。
- ・事業者連絡をした記録を残しておきましょう。日時や対応した相手の名前なども重要な情報です。

事例4 アダルト情報サイトのワンクリック請求



ひとことアドバイス

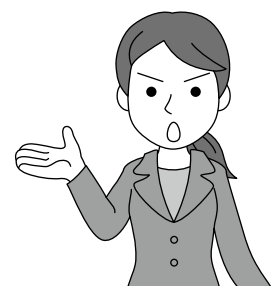
- ・ワンクリック請求は、サイトに登録をして契約が成立したと思わせて、利用者を焦らせたり、慌てさせたりして、サイト利用料等の名目でお金を支払わせる手口です。落ち着いて対処すれば被害にあうことはありません。
- ・登録完了や料金請求画面が表示されても慌てず、業者に対しては決して連絡をとらず、そのまま放置しましょう。ただし、ブラウザに表示された画面についてはスクリーンショットなどで画面を保存した後、消しましょう。
- ・慌てて「退会する」などをクリック（タップ）したり、退会するために業者に電話をしてしまったりした場合であっても、請求内容に納得がいかなければ、お金を支払わず、着信拒否・メール受信拒否を設定するなどにより様子を見ましょう。

消費者トラブルにあった場合、クーリング・オフ制度や返品ルールが適用されないなど、当事者では解決の手段がないこともあります。

困ったときは一人で悩まずに 消費者ホットライン

☎ 188 (いやや!) 番 (局番なし)

お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します。



① 契約に当たる場合は○、当たらない場合は × を()に記入しよう。

- a. 友達と野球の約束をする。・・・・・・・・・・・・・・・・・・()
- b. コンビニでおやつを買う。・・・・・・・・・・・・・・・・・・()
- c. 電話でホテルの予約をする。・・・・・・・・・・・・・・・・・・()
- d. お母さんに弁当をつくってもらう。・・・・・・・・・・・・()
- e. エステのアンケートに答える。・・・・・・・・・・・・・・・・・・()

② 店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつだろうか。

- a. 消費者が「買います」と申し込んだとき。
- b. 店員が「ありがとうございます」と承諾し、代金を請求したとき。
- c. 消費者がお金を支払って商品を受け取ったとき。
- d. 消費者が印鑑を押したとき。 ()

③ (1) 次の消費者トラブルのうち、生徒があいやすいと思う消費者トラブルを選んで()に記号を記入しよう。(複数回答可)

- | | | |
|----------|-------------|-----------------|
| a. 訪問販売 | b. キャッチセールス | c. アポイントメントセールス |
| d. ゲーム課金 | e. マルチ商法 | f. 通信販売 |
- ()

(2) 消費者トラブルにあいやすい人って、どういう人だろう？

④ クーリング・オフの説明について正しいものに○、誤っているものに × を()に記入しよう。

- a. 不意打ち性のある販売方法により契約してしまった場合、一定期間内であれば無条件で契約をやめることができる。・・・・・・・・・・()
- b. マルチ商法のクーリング・オフ期間は8日間である。・・・・・・・・()
- c. 3,000円以上の化粧品や健康食品など消耗品のうち、使用したものはクーリング・オフできないが、未使用のものについてはクーリング・オフできる。・・・・()
- d. 通信販売で購入した場合、クーリング・オフできる。・・・・・・・・()



もずやん

2. 生活の管理と契約① (ルールや約束、契約の理解・選択)

～若者によくある消費者被害～

指導上の留意点

生徒が生活を送るうえで、日々の消費行動が「契約」であることを認識することは少ないと考えられる。何気なくしている「契約」とは何か、契約の成立時期など契約の基礎知識を習得し、契約には法的な責任が生じることに気づかせる。また、さまざまな消費者トラブルが発生する原因を知り、トラブルから身を守るための判断力、トラブルにあったときの対処法を身に付けさせる。

各問についてのポイントと解答例

- ① 契約とは「法的な責任が生じる約束」のことである。契約の中でも売買契約は、契約書がなくても、お互いの合意があれば口約束でも成立する。契約が成立すると、お互いに権利と義務が生じ、法的な拘束力をもつ。例えば、売り主は買い主に代金をもらう権利が発生し、商品を引き渡す義務を負う。買い主は、売り主から商品を受け取る権利が発生し、代金を支払う義務を負う。契約が成立すると、一方の都合だけで勝手に契約を解除することはできない。契約が守られなかった場合、訴訟をすることができ、裁判を通じて強制的に守らせることができる。教材③A-2の場合、店はプレゼント（例えばネックレス）を消費者に引き渡し、消費者はネックレスの代金を支払うことが契約内容である。ネックレスが最初から壊れていた場合、消費者は壊れていないネックレスを求めることができるが、店が契約を守っている限り、返品はできない。レシートは領収書としての意味があるので店が代金を受領したことの覚書である。実生活において、レシートが手元にあっても、商品が未使用、契約してから日数があまり経っていない場合には、店が返品や交換に応じてくれることもある。これは、店が任意に消費者の求めに応じている顧客サービスの一環であり、返品に応じてくれなくても違法とはいえない。

解答

a. × b. ○ c. ○ d. × e. ×

a. d. e. については、権利と義務を生じていないため、契約とはいえない。

- ② 店で買い物をするとき、消費者が商品をレジにもっていくことで、お客（消費者）がその商品の購入の申込みをしたことになる。また、レジにいる店員（事業者）がお客に代金を請求することで商品の販売を承諾したことになり、この時点で売買契約は成立する。自分の消費生活の中の契約シーンを想定し、契約の成立時期について確認させる。

解答

b

- ③ (1) さまざまな消費者トラブルがあることを伝え、生徒があいやすいと思うトラブルについて考えさせる。
(2) 被害にあいやすいタイプを考えさせ、生徒が被害にあわないための注意点を引き出す。

解答例

⇒ 人の言うことを安易に信用する、批判的な見方をせず自分で考えようとし、断ることができない、文章を読まない など

- ④ クーリング・オフできる場合とできない場合について確認させる。また、取引類型によってクーリング・オフできる期間が異なることを認識させる。

解答

- a. ○ 訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち性のある販売方法の場合、クーリング・オフ期間は8日間である。
b. × マルチ商法のクーリング・オフ期間は20日間である。
c. ○ 開封した消耗品については、クーリング・オフできない。
d. × 通信販売ではクーリング・オフできない。

参考 未成年者の契約

民法では、未成年者（成年に達していない者）が契約する場合は、親権者等の法定代理人の同意を得る必要があります。未成年者が法定代理人の同意を得ずに行った契約は、未成年者本人や法定代理人が取り消すことができます。

未成年者契約の取消しの効果

未成年者が商品等を購入する契約をした場合、その契約が取り消されると、未成年者が代金を支払う義務はなくなり、既に支払った金銭がある場合は返金を請求できます。商品等を受け取っている場合は現状のまま返品します。

未成年者契約の取消しができない場合

- ・法定代理人の同意を得て行った契約
- ・未成年者が契約の際に「成年である」「法定代理人の同意を得ている」と嘘をついた場合
- ・小遣いや仕送りなどの範囲内で行った契約
- ・営業をしている未成年者が、その営業に関して行った契約
- ・未成年のときに契約し、その後、成年に達してから商品やサービスを受けたり、代金を支払ったりした場合 など



ステップアップ

成年年齢引下げ

民法における成年年齢とは、完全な行為能力を有し、自らの判断（本人の意思）で、単独で有効な契約を結ぶことなどができる年齢をいいます。

● 成年になったら単独でできること ●



2022年4月1日から「18歳で成年」になります！

改正民法が施行されると、18歳で法定代理人の同意なく契約をすることができるようになります（ただし、喫煙や飲酒、ギャンブル（競馬、競輪等）は他の法律により規制されており、これまでどおり20歳未満は禁止されています）。

⇒ 18歳で成年になると、未成年者契約の取消しをすることができなくなります。18歳、19歳の積極的な社会参加が求められると同時に、責任ある行動が求められます。



プラス α

未成年者契約と消費者被害

事業者にとっては、未成年者契約であったことを理由に契約を取り消されては困る。そこで、悪質業者は成人して間もない人を悪質商法のターゲットにすることがある。



出典：消費者庁「社会への扉」により作成



©2014 大阪府もずやん

消費者教育推進大使 もずやん

身近な事例で学ぶ!

めざそう! 消費者市民

高校生向け消費者教育教材

～授業ですぐ使えるワークシート付き～

モデル授業実践事例集

発行 大阪府府民文化部消費生活センター【平成31(2019)年2月】
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階
電話06(6612)7500 FAX06(6612)0090
制作委託 (公財)関西消費者協会

無断転載を禁じます

この教材は企画から印刷まですべてを外注して作成しております。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

12 つくる責任
つかう責任



大阪府では、SDGsの推進を図り、SDGs先進都市をめざしています。
消費生活相談は、SDGsに掲げる17のゴールのうち、「12 つくる責任つかう責任」のゴール達成に寄与するものです。

リサイクル適性[Ⓐ]

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

